

## 大学共同利用機関法人自然科学研究機構定年制移行職員就業規則

平成28年11月 1日

通 則 第 7 号

最終改正 令和 5年 9月21日

## (目的)

第1条 この就業規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「職員就業規則」という。）第3条ただし書きに基づき、定年制移行職員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、定年制移行職員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 定年制移行U R A職員 大学共同利用機関法人自然科学研究機構U R A職員就業規則（平成25年通則第6号。以下「U R A職員就業規則」という。）が適用される職員のうち、特に顕著な業績を有し、採用の日から起算して5年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項の規定の適用を受ける者（以下「研究開発力強化法適用者」という。）にあっては、10年。以下同じ。）を超えて雇用することが必要となる特別の事情があり、次条に定める手続きを経て移行した別表第1に掲げる者をいう。
- 二 定年制移行年俸制職員 大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号。以下「年俸制職員就業規則」という。）が適用される職員のうち、特に顕著な業績を有し、採用の日から起算して5年を超えて雇用することが必要となる特別の事情があり、次条に定める手続きを経て移行した別表第2に掲げる者をいう。
- 三 定年制移行特定契約職員 大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定契約職員就業規則（平成16年通則第3号。以下「特定契約職員就業規則」という。）が適用される職員のうち、高度の専門的な知識経験等を有し、採用の日から起算して5年を超えて雇用することが必要となる特別の事情があり、次条に定める手続きを経て移行した別表第3に掲げる者をいう。
- 四 定年制移行短時間契約職員 大学共同利用機関法人自然科学研究機構短時間契約職員就業規則（平成16年通則第4号。以下「短時間契約職員就業規則」という。）が適用される職員のうち、高度の専門的な知識経験等を有し、採用の日から起算して5年を超えて雇用することが必要となる特別の事情があり、次条に定める手続きを経て移行した別表第4に掲げる者をいう。

2 前項各号において「採用の日」とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以

下「機構」という。)との間で平成25年4月1日以降に締結された有期労働契約期間を通算した期間(1の有期労働契約の契約期間が満了した日と機構との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間(これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下「空白期間」という。)があり、当該空白期間が6月(当該空白期間の直前に満了した1の有期労働契約の契約期間(当該1の有期労働契約を含む2以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。)が1年に満たない場合にあっては、当該1の有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間)以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に参入しない。)の最初の採用日とする。

(移行等)

第3条 定年制移行職員への移行は、選考によるものとする。

2 定年制移行職員への移行にあたっては、別に定める手続きを行わなければならない。

3 別表第1及び別表第2に掲げる特任教員の選考基準は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究教育職員等の選考基準(平成16年4月1日機構長決定)によるものとする。

(移行時の提出書類)

第4条 定年制移行職員へ移行する者の提出書類は、職員就業規則第7条第1項に準じて取り扱う。ただし、機構又は各機関等が認める場合は、提出書類のうち一部を省略することができる。

(労働条件の明示)

第5条 機構は、定年制移行職員との労働契約の締結に際しては、採用時の賃金、勤務場所、従事する業務、勤務時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための労働条件通知書を交付して労働条件を明示するものとする。

(配置換及び勤務地変更)

第6条 機構は、業務上必要がある場合は、定年制移行職員の就労する場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。

(社会保険等)

第7条 第2条第1項第1号及び第2号に定める定年制移行職員は、文部科学省共済組合の組合員となり、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の適用を受ける。また、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する雇用保険に加入するものとする。

2 機構は、第2条第1項第3号及び第4号に定める定年制移行職員に対しては、健康保険法（大正11年法律第70号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法の基準により、必要な措置を講じなければならない。

（給与）

第8条 定年制移行職員の給与は、次の各号に掲げる定年制移行職員の区分に応じ、当該各号に定める有期労働契約に基づき雇用される職員に準じるものとする。

- 一 定年制移行UR A職員 UR A職員
- 二 定年制移行年俸制職員 年俸制職員
- 三 定年制移行特定契約職員 特定契約職員
- 四 定年制移行短時間契約職員 短時間契約職員

（定年）

第9条 定年制移行職員の定年は、満65歳とする。

2 定年制移行職員が定年に達したときは、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

第10条 削除

（就業規則の準用）

第11条 定年制移行職員の就業に関し、この規則に定めのないものについては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める規則を準用する。

- 一 定年制移行UR A職員 UR A職員就業規則
- 二 定年制移行年俸制職員 年俸制職員就業規則
- 三 定年制移行特定契約職員 特定契約職員就業規則
- 四 定年制移行短時間契約職員 短時間契約職員就業規則

（その他）

第12条 この規則によりがたい特段の事情が生じた場合は、機構が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第2条第1項第1号の規定については平成31年1月17日から適用する。

附 則（令和2年10月22日改正）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和4年9月15日改正）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月21日改正）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 定年制移行UR A職員の名称（第2条第1項第1号関係）

名称	対象職員
特任教員	研究力強化にかかる特定の研究やプロジェクト（以下「研究力強化プロジェクト等」という。）において研究教育に従事する特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教
特任研究員	研究力強化プロジェクト等において，専ら研究に従事する職員
特任専門員	高度の専門的な知識経験等を必要とする業務に従事する職員
研究教育職員	研究力強化プロジェクト等において研究教育に従事する教授，准教授，助教，助手
技術職員	高度の専門的な知識経験を必要とする技術職員
事務職員	高度の専門的な知識経験を必要とする事務職員

別表第2 定年制移行年俸制職員の名称（第2条第1項第2号関係）

名称	対象職員
特任教員	特定の研究やプロジェクト（以下「プロジェクト等」という。）において研究教育に従事する特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教
特任研究員	プロジェクト等において，専ら研究に従事する職員
特任専門員	高度の専門的な知識経験等を必要とする業務に従事する職員

別表第3 定年制移行特定契約職員の名称（第2条第1項第3号関係）

名称	対象職員
専門研究職員	プロジェクト等における研究など専門的な知識、技能により貢献する職員
特定技術職員	プロジェクト等における技術、法務、国際交流支援など専門的な知識、技能により貢献する職員
特定事務職員	専門的知識・経験を生かし事務に携わる職員

別表第4 定年制移行短時間契約職員の名称（第2条第1項第4号関係）

名称	対象職員
研究員	研究を実施する職員
研究支援員	プロジェクト等の実施, 共同利用など研究の遂行を支援する職員
技術支援員	技術で貢献する職員
事務支援員	事務に携わる職員
広報普及員	広報に携わる職員
研究補助員	研究の補助に携わる職員
業務支援員	その他補助的業務に携わる職員
特命専門員	特に高度で専門的な知識・経験等を必要とする業務に従事する職員